

T i k T o k 市長の諸問題に関する
調査報告書

(市政運営に関する調査特別委員会)

令和6年第211回浦添市議会（12月定例会）

浦 添 市 議 会

市 政 運 営 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会
T i k T o k 市 長 の 諸 問 題 に 関 す る 調 査 報 告 書

目 次

1. 市政運営に関する調査特別委員会設置の経過について	
(1) 委員会設置の経緯	1
(2) 委員会の設置	1～2
1) 調査事項	2
2) 調査内容	2
3) 委員の定数	2
4) 委員の氏名	2
2. 市政運営に関する調査特別委員会の開催状況について	
(1) 本特別委員会の開催状況	2～35
3. 協議等による重要な決定事項	35
4. 本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項及び指摘事項	35～37
5. 結びに	37～38
6. 資料	別紙
・ 市政運営に関する調査特別委員会会議録	
・ 浦添市ソーシャルメディア調査委員会における TikTok 市長アカウント配信動画について（答申）	
・ 執行部における T i k T o k 市 長 の 諸 問 題 に 関 す る 報 告 書	

T i k T o k 市長の諸問題に関する調査報告書

1. 市政運営に関する調査特別委員会設置の経過について

(1) 委員会設置の経緯

令和4年9月30日、てだこウォークの誘客活動に繋げることを目的に、てだこウォーク誘客促進実証実験事業業務委託として、T i k T o kクリエイターのK氏と契約締結をした。令和4年10月1日から令和5年3月27日までの履行期間において19本の動画を配信し、その事業実施に係る調整をグループL I N Eにて行い、令和5年3月27日をもって事業完了した。

令和5年4月4日、沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会「M I C E誘致・開催支援事業」助成金を申請し、4月10日交付決定を受けた。その助成金を活用して、令和5年4月10日、SNS (T i k T o k) を活用した浦添PR事業として、再度、T i k T o kクリエイターのK氏と契約締結をした。令和5年4月10日から令和5年6月30日までの履行期間において、20本目から25本目までの動画を配信し、その事業実施に係る調整をグループL I N Eにて行い、令和5年6月30日をもって事業完了した。

令和5年9月22日の新聞報道にて、令和5年6月27日に25本目として配信されたホテルPR動画が「女性蔑視」「セクハラ」に当たるなどの指摘に関する記事が掲載され、同日、市長は謝罪会見を開いた。

令和5年9月27日の第206回定例会最終本会議では、本件について緊急質問が行われ、多くの議員より、動画を配信する際の内容に対する問題意識の有無、事業目的に沿った適切な動画配信になっていたか、動画の内容に対する問い合わせ、批判のあった件数、制作過程における内部チェック体制の問題点など様々な質問がなされた。また、質問の中で、議員より、調査特別委員会を設置し調査できないかとの提案があり、本事件の外2件の調査を行うため、市政運営に関する調査特別委員会が設置された。

また、令和5年9月22日の新聞報道以降、今後の動画配信について市長は、「終了に限りなく近い」「難しいだろう。終了になる」と発言しているにも関わらず、令和5年10月31日には、これまでのT i k T o k市長を応援していただいた皆様への感謝と、無事にT i k T o kフェスティバルが開催されたことに対する御礼と配信の終了を伝えた26本目の動画が所管部局の承認なく、また、市議会への通告等なく配信されたことから、この件についても本特別委員会で重要な事項として調査を行った。

(2) 委員会の設置

本特別委員会は、令和5年9月27日の第206回定例会において、T i k T o

k市長の諸問題に関する調査、ハラスメントに関する調査、エヌ・ティ・ティ・データ九州と裁判上の和解をした和解金に関する調査の3件を付託事項とし、14人の委員による構成で設置されている。

1) 調査事項

T i k T o k市長の諸問題に関する調査を行う。

2) 調査内容

T i k T o k市長の諸問題に関する経緯、発信手続き及びその内容等の真相究明に関する事項の調査を行う。

3) 委員の定数

14人（令和5年9月27日設置）

4) 委員の氏名

委員長	又吉正信
副委員長	下地秀男
委員	大城翼
委員	具志堅興一
委員	比嘉武宏
委員	新垣有太
委員	濱崎早人
委員	稲嶺伸作
委員	古波蔵保尚（令和6年5月1日辞任）
委員	銘苺幸乃助
委員	又吉健太郎
委員	儀間光秀
委員	田畑翔吾
委員	真栄城玄誠

2. 市政運営に関する調査特別委員会の開催状況について

(1) 本特別委員会の開催状況

本特別委員会は、令和5年9月27日の設置から令和6年12月19日まで、計14回開催されている。この間、T i k T o k市長の諸問題に関する調査において、市長をはじめとしたT i k T o k動画配信に携わった職員への出席を要求し質疑を行うなど計14回（審査日数16日）の委員会を開催し、多様な観点から本件の

真相解明に取り組んだ。

回数	開催日	調査の内容
第1回	令和5年9月27日	正副委員長を互選により決定した。また閉会中継続審査の申し出を行うことを決定した。
第2回	10月10日	本特別委員会へ付託された3つの調査項目について協議し、「T i k T o k 市長の諸問題に関する調査」を優先的に調査することを決定した。また、審査方法等について協議し、各委員の質疑時間は「答弁を除いて10分」とすること等を決定した。
第3回	11月6日	<p>① 11月6日は、説明員として、財務部長、企画部長、経済文化局長、国際交流課長及び観光振興課長に出席を求め、説明聴取、質疑を行った。</p> <p>【26本目T i k T o k 動画配信に関する説明に対する主な質疑】 (委員の質疑要旨) ○T i k T o k 市長の動画の26本目が配信された経緯・理由について</p> <p>(執行部事務局の答弁要旨) 令和5年10月31日(火)に市長から秘書課長にT i k T o k 動画配信について連絡があり、秘書課長は、休暇中であったT i k T o k 動画配信管理前任者の国際交流課長へ連絡の上、市長と電話を代わり、市長は、作成したT i k T o k 動画を配信してほしいとの依頼をした。 依頼を受けた国際交流課長は、動画配信管理担当の観光振興課へ案内するも、担当課不在により、再度市長から配信の依頼があり対応した。 また、26本目T i k T o k 動画を配信した理由については、これまでT i k T o k を応援していただいた皆様への感謝と、無事にT i k T o k フェスティバルが開催されたことに対する市長としてのお礼を述べたかったのではないかと答弁があった。</p> <p>【26本目動画配信の経緯の検証】 行政手続き上の疑義(部長・課長はいつ知ったか、SNSの管理上どう</p>

第 3 回	11 月 6 日	<p>いう手続きが適切な管理か、休みの職員を働かせたことは適切なのか、所管外の職員が個人宅でアップロードされたことは業務上適切なのか、指示系統が存在しないこと等)について答弁ができない状況があったことから、協議の結果、翌日（11月7日）の10時までに行政手続き上の疑義に対し執行部において検証を行い、その結果を翌日の会議で報告し、また説明員として市長に対し出席要求を行うことが決定された。</p>
第 3 回	11 月 7 日	<p>② 11月7日は、説明員として、市長、経済文化局長、企画部長、財務部長、観光振興課長及び国際交流課長に出席を求め、前回に引き続き説明聴取、質疑を行った。</p> <p>【11月6日に本特別委員会が求めた検証結果に対する主な質疑】 （委員の質疑要旨） ○26本目動画が配信された経緯 市長はこれまで動画の再配信はしない発言をしており、議会も執行部事務局も今後の配信はないと認識していた中で、26本目の動画配信をしたことについて、市長と執行部事務局の認識に相違があることについて質疑があった。</p> <p>（市長の答弁要旨） これまでのストーリー性のある動画と異なり、26本目はT i k T o k市長を応援していただいた感謝と無事にT i k T o kフェスティバルを終えたことに対するお礼を伝える内容となっており、問題ないと考えていた。 また、T i k T o k動画配信をやめる意思を持っていたが、検証委員会でやめることも検証されるという誤解があることを感じたので、10月末という区切りで早期に「さよなら」動画を配信すべきと考えた。不適切という認識が当時はなかったが、現在は不適切であったと反省している。</p> <p>（企画部長の答弁要旨） 前担当課長（現国際交流課長）へ市長から直接投稿の依頼があり、断りづらい中であつたとしても、26本目の配信は慎重に判断すべきという強い認識を持つべきであつた。担当部長として反省している。</p> <p>（経済文化局長の答弁要旨）</p>

<p>第 3 回</p>	<p>11 月 7 日</p>	<p>今後の配信はないものと思っていた。前任の国際交流課長へ協力を仰ぐことはあったが、慎重に判断するという認識が浸透していなかった。反省し今後改善していく。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○26 本目の内容検証について 執行部自ら行った検証結果で公職選挙法に抵触しかねない、適正な手続きを経ず配信された内容と結論付けているなら、動画を削除すべきではないか、放置するつもりか、公益通報制度で通報すべきではないかとの質疑があった。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 動画で弁済の用意がある意思を検証委員会へ伝えたとされる発言は、検証委員会自体発足しておらず、弁済意思を伝えた相手を読み取れないので公益通報制度による通報は考えていない。26 本目の動画の削除については、市長を除き副市長と担当部局で検討していく。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○検証委員会に関すること 検証委員会の設置時期、検証範囲についての質疑があった。</p> <p>(執行部事務局の答弁要旨) 1 本目から 26 本目までの動画の削除は検証範囲と考えているが、T i k T o k の再開は検証範囲とはならない予定。検証委員会の設置時期は、令和 5 年度内の設置を予定しており、早期に設置したいと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○動画配信の事務手続について 動画配信の事務手続きのほか、L I N E での意思決定に庁内の関係者間で疑義はなかったのか、不適切な事務手続きは具体的に何の規定に違反しているのか、国際交流課長は手続きの違反を認識できなかったのか等、多数の委員から質疑があった。</p> <p>(市長の答弁要旨) 26 本目の動画は感謝とお礼の趣旨だったので、特に手続きなくこれまで通りできると思った。</p>
----------------------	-----------------------------	--

<p>第 3 回</p>	<p>11 月 7 日</p>	<p>(財務部長（前経済文化局長）の答弁要旨) T i k T o k 動画発信は実証実験として行っており、L I N E を用いて関係者間で情報が共有されていた。不適切な事務手続きだった。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 市の規定に違反した不適切な事務手続きは以下のとおり。 「浦添市文書取扱規程」・・・第 19 条に規定する起案文書の作成がない。 「浦添市事務決裁規程」・・・別表 1 に規定する部長及び課長の専決事項の決裁区分に沿った意思決定がなされていない。特に、26 本目の動画は異例な事案と判断し、部長等への事前承認が必要だった。 「浦添市ソーシャルメディア活用ガイドライン」・・・所管課長の承認なく行った。 「浦添市事務分掌規則」・・・所管外の業務を承認なく行った。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○所管外の職員が動画配信したことについて 所管外の職員が自宅の個人所有機器から動画をアップロードし配信したことについて市の諸規定に違反した不適切な行為という認識はなかったのか、観光振興課長は事前の承認または事後の承認をしたか、国際交流課長の責任なのか、適正な感覚の欠如であり事務手続き違反があっても通用するという感覚があるのではないか等の質疑があった。</p> <p>(市長の答弁要旨) 担当は国際交流課長という認識を持っていた。私が指示に近い形で国際交流課長に伝えたので、私の責任である。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 26 本目の動画は市長と国際交流課長間で電話及びL I N E を利用して配信しており、本来観光振興課から配信すべきだった。適正な事務手続きの認識の欠如を改めるため庁内で話し合っていく。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 国際交流課長からの事前承認はなく、事後承認もしていない。配信されたT i k T o k 動画を視聴しただけである。</p>
----------------------	-----------------------------	---

<p>第 3 回</p>	<p>11 月 7 日</p>	<p>(国際交流課長の答弁要旨) てだこまつり動員の代休中に、緊急的な市長からの連絡だったことから、重く受け止め判断が鈍った。本来なら企画部長へ確認すべきだったと反省している。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○業務の指示系統について 市長が所管部局長に相談せず国際交流課長へ指示したのは意図的か、これまで部長に共有されず配信されていたことを容認していたのか、指示系統に従わない対応や議会から指摘されないと検証をしないという状況が生じる根本的要因は何か等の質疑があった。</p> <p>(市長の答弁要旨) 意図的に部長に相談しなかったわけではない。担当が国際交流課長と認識していた。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 指示系統に従わない等のご指摘の状況が生じる根本的要因は、どこに原因があるのかすぐには答えられない。今後改善に向けて庁内で話し合っていく。</p>
<p>第 4 回</p>	<p>11 月 20 日</p>	<p>① 11月20日は、前回に引き続き、説明員として、市長、経済文化局長、企画部長、財務部長、観光振興課長及び国際交流課長に出席を求め質疑を行った。</p> <p>【1本目から25本目のT i k T o k 動画配信についての説明に対する主な質疑】</p> <p>(委員の質疑要旨) ○T i k T o k 動画の取扱いについて T i k T o k 動画の取扱いについて、9月23日の内部検証の結果が資料で示されているにもかかわらず、検証委員会の判断に委ねる意図について伺う。</p> <p>(市長の答弁要旨) 例えば12本目の動画で「チンピラとの表現で出演者がチンピラであるかのような内容」が浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインに適さないと内部検証では判断したが、多くの方は出演者がチンピラだと決めつけたわけではないストーリーだということを理解しており、内部のガ</p>

<p>第 4 回</p>	<p>11 月 20 日</p>	<p>イドライン適否の判断と外部との意見のずれがあることから、検証委員会できちんと判断していただくということである。</p> <p>(委員の質疑要旨) 浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインは内部のガイドラインであって、外部がどう思っているのかは基本的に関係ないと思うが、ガイドラインに基づき判断した結果が市民はそう思っていないから動画を出すよとなると、ガイドラインの位置づけがわからなくなる、また、これまでの議会の答弁では、オフィシャルのT i k T o kであり市長個人のT i k T o kではないという答弁があったが、内部規定の判断があるにも関わらず、市長が異を唱えると動画が削除されないという見解になるがどうか。</p> <p>(市長の答弁要旨) そうではなく、ガイドラインの解釈の仕方があるので、内部の判断が正しかったか、ちゃんとした検証委員会の場で判断したほうがよいのではないかということである。</p> <p>(委員の質疑要旨) 浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインのSNS公式アカウント登録・開設届出書は出しており、ガイドラインを遵守するとされているが、管理者として毎回動画をチェックできなかった理由は何か、また、内容がガイドラインに則っていないのはなぜか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 制作段階ではガイドラインを遵守したつもりではあったが、改めて検証する中ではガイドラインに抵触した結果と判断されたもので、私のガイドライン認知不足である。</p> <p>(委員の質疑要旨) T i k T o k動画は浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインのどの事項に抵触しているのか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) ガイドラインに抵触する事項は、主に「遵守事項（2）常に誠実で良識ある言動を心がける」と「禁止事項（2）誤解を招く発信」というガイドラインの規定に抵触する。</p>
----------------------	------------------------------	---

<p>第 4 回</p>	<p>11 月 20 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) ○令和4年度・令和5年度の実施事業について 令和4年度と令和5年度のそれぞれの事業名称と、てだこウォーク実行委員会への説明内容や目的に沿った事業となっているか伺う。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 事業名称は、令和4年度は「てだこウォーク誘客促進実証実験事業」、令和5年度は「SNS (T i k T o k) を活用した浦添PR事業」となっており、令和4年度はてだこウォーク実行委員会予算(ウォーカーの参加費、企業協賛金等)を活用したが、実行委員会の総会等の場で、誘客活動に予算を充当する説明しか行っておらず、T i k T o k に特化した活用をする説明は行っていなかったことから、令和5年度の実行委員会の総会の場で、SNSに特化した事業を行ったという報告を行った。本来であれば令和4年度に事前に実行委員会へ確認すべきであった。また、令和4年度は19本のT i k T o k 動画のうち4本はてだこウォーク関連の動画となっており、その他はてだこウォークと直接的には結び付かないが、観光誘客PRにより浦添市を知ってもらい結果として、てだこウォーク誘客につながるという認識を持っていた。</p> <p>(委員の質疑要旨) 令和4年度契約関連資料の事業費内訳の積算で、6か月の事業期間で月6本製作することとされているが、契約変更協議で月3本以上の制作に変更したにもかかわらず、事業費に変更がないのはどういうことか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 当初の見通しが甘かった。クリエイターから週に1本以上は投稿したいという要望があったため、月6本以上の投稿を当初の目標としていたが、調整に係る時間が考慮されておらず、双方の日程が取りにくいこともあり、十分な協議確認の時間を確保するため月3本以上の制作へと見直した。製作本数の減により事業費の減額について内部においても検討したが、一般のSNS動画制作時間に比べ、行政のSNS制作においては拘束される時間が長く、全体の業務時間としては変わらない、むしろ増えているのではないかということで、業務内容が変更になったという整理に基づき、事業費の減額はなしということとなった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 令和4年度は月30万円の6か月、令和5年度は月20万円の3か月の契約金額となっており、令和5年度は令和4年度の業務内容変更を加味</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 4 回</p>	<p>11 月 20 日</p>	<p>して、令和4年度と比較し事業費を減額していることから、令和5年度の事業費も見直すべきではなかったのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 令和4年度は6本から3本へ変更しているの、何かしらの変更協議をかけていくべきであったと思う。内部では減額の話もあったが、調整事項が増えたことにより拘束時間が長くなり、業務内容変更という形で令和4年度は減額なしとなった。令和5年度は月30万円から20万円へ減額して契約したことから本数を減らした。</p> <p>(委員の質疑要旨) 資料2の2ページの3(3)契約の根拠条文は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の適用が適切だったのか、不適切だった場合、契約の有効性はあるのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用が適切であったと思うが、随意契約自体は誤りではなく、条文の引用が間違っていたということなので、契約自体は有効であると考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○市長案件に関すること 受注者が契約前の会議に参加したり、公募や見積り合わせもなく随意契約をしたり、業務内容を受注者意向に沿って変更したりするなど官製談合のような不適切な対応をどう思うか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 本市の公式SNSの閲覧数が伸び悩む中、プロのやり方を学びたいという気持ちがあり、県内の状況を調査し価格が適正かを確認し作業を進めているので、官製談合には当たらないと思うが、当初の段階で複数の事業者に当たり見積書を確認するなどの市場調査をやっていれば、ある程度の把握はできただろうと感じるので、慎重に対応すべきだったと思う。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市長案件だからここまで不適切な事案がこの事業に集中しているのではないか。</p>
----------------------	------------------------------	---

<p>第 4 回</p>	<p>11 月 20 日</p>	<p>(観光振興課長の答弁要旨) 初めての試みということ、市の予算ではなく実行委員会予算を活用したということもあり、慎重さに欠けていたことはあったと思う。</p> <p>(委員の質疑要旨) 令和4年度の業務内容を見直す際に、資料2の41ページのような事業費の設計書のような資料もなく、議事録等もなく不自然に56ページの協議書が出てくるが、契約内容の変更は軽微な変更ではないと思うが記録がないことをどう説明するのか。仕様変更に時間をかけるべき案件を急いだりしたのは自分の意思か。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 契約内容の調整については、受注者が来庁時に事務調整という形でやっていたので、記録は残っていない。受注者との間でどうした方がよいかという調整事項に難航していた。</p> <p>(委員の質疑要旨) 受注者からの実績報告書にてだこウォーク誘客につながったという記述がないのはなぜか。これまで事務局が求めていることを求めてこなかったのではないか。市長案件だから感覚がマヒし、主体性がなかったことが不適切な行政手続が集中しているのではないか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 本来であれば実績報告の中で、精査した内容を載せるべきものであったと思う。業務全体を通して受け身になっていたことはあったと思う。</p> <p>(財務部長（前経済文化局長）の答弁要旨) 前任の担当局長としてお答えするが、今回の件は新たな試みを時間がない中で手探りの状態で行ってきた。その中で行政手続も不十分な検証で進めたということが否めない。市長の提案についても既存の手続や法令等を遵守するよう努め改善を考えていく。特別委員会の開催に至っているということは反省している。</p> <p>(委員の質疑要旨) ○検証委員会について 検証委員会はいつから始まりいつ終わるのか。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨)</p>
----------------------	------------------------------	---

<p>第 4 回</p>	<p>11 月 20 日</p>	<p>これまでの内部検証のメンバーに、副市長やジェンダー、ハラスメント等を所管する担当部長を加え、あらためて深く検証するために調査会議を設置し、12月から年度内に3回程度の開催を予定し、結果を報告していきたいと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 検証委員会は内部だけで検証するのか。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) 年度内に検証結果を出したいと考えているが、第三者を含む附属機関設置の場合は条例事項となり時間を要するため、まずは内部の調査会議を開催し、必要に応じ外部の専門の識者の意見を聞きたいと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) ガイドラインに違反していると思われると内部検証したにもかかわらず、市長の意思が入ってくると検証したことが止まってしまうような状況で、副市長を長として職員で構成した会議で、これは不適切であるという判断ができると思うのか。事務局の皆様も検証される側という認識はあるか。</p> <p>(執行部事務局の答弁要旨) 第三者機関の設置について、持ち返り検討したい。</p>
<p>第 4 回</p>	<p>12 月 20 日</p>	<p>② 12月20日は、前回に引き続き、説明員として、市長、財務部長、企画部長、経済文化局長、国際交流課長及び観光振興課長に出席を求め質疑を行った。</p> <p>【1本目から25本目のT i k T o k 動画配信についての説明に対する主な質疑】</p> <p>(委員の質疑要旨) ○令和4年度・令和5年度の実施事業について 市長以外の職員のT i k T o k 動画に出演、ゆるキャラの活用について質疑があった。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 市長以外の職員の出演は各動画において市長だけという考えではなく出演している場面もある。ゆるキャラも検討したが、今回に関してはゆるキャラを活用する場面はなかった。</p>

<p>第 4 回</p>	<p>12 月 20 日</p>	<p>(市長の答弁要旨) 浦添市のPRのためにT i k T o kを活用しようという趣旨でスタートしたが、多くの方に見ていただくためには、最初は変わった市長がいるというところでフォロワーを集め、これが徐々に変わった市長のもとで職員も面白い、やる気があるなどという形でスライドしていく、3年計画として最初は市長、2年目に職員、3年目に市民に登場してもらおうという計画で考えていた。</p> <p>(委員の質疑要旨) 資料2の2～3ページの随意契約実施伺いで、K氏を契約予定とした根拠、資料2の56ページの履行協議書で想定以上に協議に時間を要したことから、請負額を変更することなく投稿数を減らしたが、実績から協議時間を要することが想定できなかったのか、当初の履行がされていないにもかかわらず変更契約をしていないことについて質疑があった。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 恩納村でのホテルの再建計画や地方自治体では奈良県や福井県で実績があることから契約予定とした。協議に時間を要することは当初の見通しが双方甘かったと認識している。履行協議書については変更協議の起案で進められると当時認識していたが、変更契約をすべきだったと思っている。</p> <p>○浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインに抵触することについて</p> <p>(委員の質疑要旨) ガイドラインの改定履歴、動画を想定したものとなっているか、動画のチェック機能として利用されたのか質疑があった。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) ガイドラインは平成26年11月4日から施行しており、これまで改定は行っていない、ガイドラインの施行当時は動画を想定していないが、動画のチェック機能としてはガイドラインに誤解を与えない表現等が明記されているので、それに沿って配信する必要があったが一部ガイドラインに抵触するところがある。</p> <p>(委員の質疑要旨) 動画に出演している市民の肖像権の承諾は得られているのか、12本目</p>
----------------------	------------------------------	---

<p>第 4 回</p>	<p>12 月 20 日</p>	<p>の動画に出演している新成人の方には動画の内容を説明しているのか 質疑があった。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 基本的に出演している方の口頭での肖像権の同意は得ている。12本目の動画は市長の成人式のあいさつの中で、T i k T o k 動画配信をするので出演が可能な方は、出てほしいということを伝え出演された皆様だと思っているが、内容を事細かく説明したことはその当時はなかったと思う。</p> <p>(委員の質疑要旨) 資料の動画検証で「×」とされている内容については、出演者がチンピラであるかのような内容、女性の制服を合わせるなどセクハラに該当する恐れがあるなどを受けて市長、担当課は謝罪したと認識しているが、あらためて市長に何に対して謝罪したのか確認する</p> <p>(市長の答弁要旨) 複数の点で問題があり、視聴者に不快な思いをさせる動画を、市長という立場で公的アカウントにおいて配信を行った判断誤りなど、複合的な理由の中で総合的に判断すると、真摯に謝罪を行いたいという思いに至った。</p> <p>○第三者委員会について (委員の質疑要旨) 早急に第三者委員会の設置及び検証を行う必要があるのではないかとの質疑があった。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 第三者委員会については、現在附属機関設置条例の改正条例を上程しており、規則も制定する予定で、開催スケジュールについては今年度中に1月下旬、2月中旬、3月上旬、合計3回の開催を予定しており、早めに結果が出せるように努めたい。</p> <p>○動画作成に携わった職員の人件費、T i k T o k の市長の経費について (委員の質疑要旨) 動画に出演した人数、職員の人件費の考え方、市長のT i k T o k に係る経費は返済すべきではないかとの質疑があった。</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 4 回</p>	<p>12 月 20 日</p>	<p>(観光振興課長の答弁要旨) 動画に出演した職員は8人から10人程度出演していた、職員の人件費については浦添市のPR業務として行っているので職員給与として支出されるものとなる。</p> <p>(市長の答弁要旨) 第三者を含めた検証委員会で結論が出た後にT i k T o kに関する経費について総合的に判断していきたい。</p> <p>③12月20日は、11月20日に提出された「T i k T o k市長アカウントで10月31日に配信された動画の取扱いについて」に対する審査も行われた。</p> <p>【11月20日の会議で提出された資料】 企画部長より11月20日に提出された資料の説明がなされ、説明に対する質疑を行った。</p> <p>【T i k T o k市長アカウントで10月31日に配信された動画の取扱いについてに対する主な質疑】 (委員の質疑要旨) 26本目の動画の停止理由について、動画停止を特別委員会で決めるということか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 停止理由としては動画を配信するにあたり担当部署の了解のもと手続きを行うところだがそれがなされていない、執行部としては止めるという判断をしているが、特別委員会に報告の上停止したいということである。</p> <p>(委員の質疑要旨) 10月31日に26本目動画を配信してから今日までの電話、メール等によるご意見は何件あるか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 資料7の1ページで10月27日現在のご意見は117件、12月19日現在で121件となっておりこの間4件増となっているが、何本目の動画に対するご意見かはわからない。</p>
----------------------	------------------------------	--

<p>第 4 回</p>	<p>12 月 20 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 26 本目の動画は検証委員会に諮問するのか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 検証委員会には 1 本目から 25 本目までを諮問する予定で、26 本目については行政手続の明らかな瑕疵が明白であり市の判断で停止を予定している。</p> <p>(委員の質疑要旨) 26 本目の配信許可は誰がしたか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 担当部署の許可なく配信したということ。</p> <p>(委員の質疑要旨) 11 月 7 日に提出された 26 本目の動画検証資料では弁済の表現が「公職選挙法に抵触しかねない」とされているが、今回の資料 3 枚目の顧問弁護士見解では「現時点では判断が難しい」とされているが、執行部としては「公職選挙法に抵触しかねない」という認識に変わりはないということでしょうか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 11 月 7 日時点での「公職選挙法に抵触しかねない」という表現は、抵触するかしらないかわからないという内容の検証となっており、その時点ではその判断だった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 11 月 7 日提出の動画検証資料で「委員会の方には私が全額自ら弁済する用意がある事も既にお伝えしております」という 26 本目の動画の市長の発言は、検証委員会が発足していないので誰に弁済の用意があるか内容からは読み取れないとしているが、誰か聞いた人はいるか。虚偽の報告をしているのではないか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 市長の動画の検証委員会ということは別として、観光振興課で第三者委員会の在り方を市長と調整する中では市長から動画の削除や費用の話も私たちの方で聞いている。</p>
----------------------	------------------------------	---

<p>第 4 回</p>	<p>12 月 20 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 26 本目の動画は正式な配信手続がなされていないということだが、これについて何らかの処分はどうなっているか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 動画を停止することになるのでそれを受けて総務部へ通知しこの中でどういったことになるか判断をしていきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 服務規程に関することや所管外の休みの職員に市長が指示を出すことはパワハラにあたる可能性があること、所管外職員の個人端末でアップロードしたのであれば不正アクセスの情報セキュリティ違反にあたることなど、指摘されて反応するように訂正すると発言しているが、その不正アクセスが現時点でもアクセス可能な状態にあることなどをみると停止が目的となっていて改善が目的となっていないことから、今の時点で 26 本目動画は何が問題で何をどう訂正するかの一覧を出してほしい。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) 事務手続に問題がある動画は停止することが内部で意思決定されているので停止するが、情報セキュリティ違反、事務手続上の問題、それ以外の事項についても関係部署を含め検討しながら改善に向けて努めていき、今後文書で検証内容を提出したい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市長の暴走を組織としてどう止めるのか、26 本目の動画も検証委員会に諮問すべきではないか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 浦添市を PR したいという思いは市長も職員も同じで事務手続上の問題は反省すべきことで、そういったことを踏まえながらどこに向かっていくべきか市長、職員ともに同じ目的をもって進んでいけるような形でしっかり取り組んでいきたい。ご指摘を受けた改善をしなければならぬところは庁内関係部署と協議しながら取り組んでいきたい。</p> <p>【検証委員会で 26 本目を含めたすべての動画を検証対象とする特別委員会としての決議】 1 本目から 26 本目までの動画を一括して検証委員会に諮ることについて</p>
----------------------	------------------------------	---

第4回	12月20日	て特別委員会決議として執行部へ申し入れることについて意見が一致し、申し入れについては正副委員長へ一任することとした。
第5回	12月22日	正副委員長に一任していた26本目のT i k T o k動画の取扱いに関する特別委員会決議の執行部申入れについて報告され、「26本目の動画もソーシャルメディア調査委員会に諮ることとし、答申後に報告を受ける。」ことが確認された。
第7回	令和6年3月14日	T i k T o k市長の諸問題に関する調査中間報告（案）について、協議の結果、各会派持ち帰り検討し、次回の委員会であらためて協議することが決定された。
第8回	4月17日	事務局より、執行部は、浦添市ソーシャルメディア調査委員会が3回開催され、調査は一旦終了、現在答申の取りまとめ中で、6月には報告できるよう進めていることが報告された。しかし、委員から6月議会の日程から、執行部に対し5月中の答申を求めるよう申し入れることが決定された。 また、委員長に対し委員より、中間報告（案）は、見えづらいため、理解しやすいよう書式スタイルを検討すること及び中間報告の作成のための当該議事録の配布をすることが決定された。
第9回	5月24日	前回の委員会において、事務局にて作成した中間報告（案）の形式が分かりにくいとの指摘があったため、形式を変更した中間報告（案）を提出。持ち帰り検討事項となった。
第10回	6月24日	6月24日は、説明員として、企画部長、経済文化局長、観光振興課長、国際交流課長及び新型コロナ非課税世帯等臨時給付金室長に出席を求め、令和6年5月31日付け浦総総第40号にて発出された、浦添市ソーシャルメディア調査委員会における「TikTok 市長アカウント配信動画について」の答申について（報告）について、報告聴取後、質疑が行われた。

<p>第 10 回</p>	<p>6 月 24 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 今回の答申を受けて、浦添市としてどのように受けとめているか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 全職員の周知を行った。ソーシャルメディア活用ガイドラインの見直しを今年度中に行いたい。答申の中で、事務手続き等についても指摘を受けているため、庁内に発信していきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) ハラスメントや差別的発言について、どの部署が抑制するのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 研修等を通じて対応していきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市長の賠償責任について、どのように考えるか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 市長は答申の結果を受けて、返済の意思がある。市長の賠償責任については、ソーシャルメディア調査委員会が判断することではないと答申している。住民監査請求や住民訴訟により、賠償責任が問われると考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 不適切な事務手続きについて指摘されているが、職員の処分を検討しているか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 今回のT i k T o k 配信について、担当課（観光振興課）が関わらずに配信を行っていることについて、職員課へ報告している。その内容に基づいて、職員課が判断する。</p> <p>(委員の質疑要旨) 不適切な事務手続きについてはどうやって抑制していこうと思っているのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 事務手続きについては、答申の内容に沿った形で、しっかりと取り組ん</p>
-----------------------	-----------------------------	--

<p>第 10 回</p>	<p>6 月 24 日</p>	<p>でいく必要がある。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) 本来であれば、事務決裁規程に基づいて、事務手続きを行わないといけなかったというところは大変反省している。改めてその理解を示していくというところが重要だと思っている。今後こういった形でSNSの発信を含め、他の事業等、何かしら新たな取り組みをしていく際には、ちゃんと事務手続きを踏んだ上で行っていく。まずは法令の遵守、そのあたりから行っていきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 責任の所在がどこにあるのかあやふやである。部署として処分を考えているか。また、市民に説明をする機会を考えているか。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) 職員の処分については、職員課へ検証を依頼している。市民に対しては、ホームページ等を通じて報告していきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 予算の決裁者に対しては、どのような処分を検討しているか。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) 事業の財源となった団体からは返還は求められていない。返還は考えていないが、対応が必要か検討する。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 職員課で判断していくと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 職員課への検証依頼はいつ行ったか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 令和6年5月30日に依頼をしている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 決裁権者を通さずに配信しているため、不正アクセスだと考える。そういう認識での調査は行っているか。</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 10 回</p>	<p>6 月 24 日</p>	<p>(観光振興課長の答弁要旨)</p> <p>情報政策課にセキュリティ問題の観点から意見聴取を伺っている。その結果としては、情報セキュリティ対策基準に基づくと、違反している部分があるという回答であった。</p> <p>以上のことから、執行部へT i k T o k市長の諸問題に関する報告書の提出を求めることが決定された。</p> <p>また、T i k T o k市長の諸問題に関する調査 中間報告(案)について及びT i k T o k市長の諸問題に関する調査 調査報告(案)についてを一括議題として協議した結果、執行部から報告書が提出された後、調査報告書の内容を検討していくことが決定された。</p>
<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>9月25日は、説明員として、市長、総務部長、企画部長、経済文化局長、国際交流課長、観光振興課長及び職員課長に出席を求め、説明聴取、質疑を行った。</p> <p>【「T i k T o k市長の諸問題に関する報告書」に対する主な質疑】</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>(職員の)処分については、どのような形で決定したのか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨)</p> <p>今回、処分にあたっては、まず、任命権者のほうでどういった処分が適当なのかということを検討している。検討のポイントとしては、非違行為の内容、程度、その他の事情、過去の事例などを踏まえ懲戒処分に該当するかを判断し、懲戒処分に該当する可能性がないと思われたため、任命権者において処分を決定した。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p> <p>今回の検証について、例えば、検証項目で事務決裁の方で、十分な議論がされないままスタートした場当たりの事業執行となってしまったとか、一般公募が原則であったが、調査が十分ではなかったとか、色々書いてあるが、結局誰が悪かったからこうなったということがない。あたかも台風のように自然災害が来て、誰も悪くないけどこんなことが起こっちゃったみたいな、非常に責任者不在で無責任な報告書になっていると思う。</p> <p>誰が悪かったということを書いた方がいいのではないか。反省しているのか。再発防止にならないのではないか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨)</p>

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>事務決裁については、私達の方で書きましたので、主語が抜けているということであれば大変申し訳ない。</p> <p>一応事務の手続きをしたのが、観光振興課なので、観光振興課の方で責任があると思っている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 最終的には、経済文化局長が不手際だったということになるのか。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) 一概に誰がというところが、申し上げにくいというのが正直なところ。これは誰が悪いというよりも、これに関わった皆さんが1人1人注意すべきところがあったということで、全体で反省すべき点ではないかというふうに考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 全体が反省すればいいというのは、聞こえはいいが、この報告書は何名ぐらいの職員が読んでいるのか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) 現在、浦添市ソーシャルメディアの活用ガイドライン改正の事務作業を行っており、この改正の中で、適用範囲として職員および製作を委託された業者であったり、情報発信時のルールであったり、行政内部の事務執行や決裁等に関する規程等の遵守という形で、内容を詰めていきたいと考えている。 11月の改正に向けて、事務作業を進めているので、改正が整い次第、全庁の職員に対して周知を徹底して、事務手続きの間違いが起こらないよう取り組んでいきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) ソーシャルメディア活用ガイドラインの改正されたものは全庁的に周知するけど、今回の報告書について周知をしないということか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) ガイドラインの改正が11月になるため、それに合わせて、今回の報告書の内容について、ガイドラインを作成しまして、メディアの活用のガイドラインと一緒に全職員に周知していきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨)</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>なぜこういうことは言われないとやらないのか。組織的に反省するという体質がないのではないか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨) ガイドラインの改正をやっていく中で、注意点とか、禁止事項の明確化をして、運用体制のリスク管理強化に当たることとしている。 同じことを繰り返さないために、定期的な研修の実施を行いながら、ガイドラインの共有を庁内でしっかり図り、トラブルの防止に努めていきたいと考えている。ガイドラインが改正されたら、しっかりと周知の方法等を考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) ソーシャルメディア活用ガイドラインに限らず、全体的な話をしている。全事業、浦添市役所どこの現場でも起こり得ることだということを反省して、それを今後の糧として活かしていくことが、あるべき姿ではないのか。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) 今後の再発防止については、これまでも研修等を行っているが、改めて今回は特に三つの視点、まずは文書の取り扱い規程があり、毎年度、研修等を行っているが、私たち行政の活動は、正確性や責任の明確化、そういった観点から行政文書として作成をして、残しておくことが基本的なことですけれども、それが足りなかった。改めて研修を行う。 事務決裁の規程についても、上司にきちんと決裁、決裁責任の所在を確認して、行政の効率化、効率化を図る運営補助する目的での事務決裁規程なので、それを改めて行うこと。 契約の事務手続きに関して、今回は随意契約だったが、随意契約が適切だったかどうか、そのあたりは反省しないといけない。契約事務については、全庁的な研修を行い、改めて全職員に周知徹底してまいりたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 新入職員研修等、現場の職員に研修することは大事であるが、一番大事なのは、係長・課長・部長級の皆様のコンプライアンスの意識をもう一度見直すことが必要だと思う。どうするのか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 現状においても、昇任した係長や課長を対象にした研修を実施している。今回起こった事案というものも踏まえて、改めて注意喚起を図って</p>
-----------------------	-----------------------------	--

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>いきたいと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 研修はやっているが、今回（このような事案が）起こったから、再発防止としては、研修の強化ではないのか。注意喚起では意味がないのではないか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 今回の報告書を受けて、研修内容に反映させていきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) セキュリティポリシーについて、（ソーシャルメディア調査委員会を）7月22日に開催済みとのことだが、現時点で何回開催しているか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 7月22日に開催して、第2回目を12月中旬までに開催予定。</p> <p>(委員の質疑要旨) 内部の委員だけで開催しているのか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) 外部の委員も含めて4名で開催している。</p> <p>(委員の質疑要旨) ガイドラインの改正と研修のあり方について、整合性をとらないといけないのではないか。</p> <p>(国際交流課長の答弁要旨) ガイドラインと研修とのリンクというところまではされていない。まずは、ガイドラインを早めに改正して、担当部署と調整を進めていきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) どう研修と紐づけていくのか、総合調整機能が必要だと思う。ガイドラインの改正が目的になっていないか。一番大事なのは、2度とこういうことが起こらないようにすること。だらしのない組織になってきている。どう反省して、改善していくか。</p> <p>(企画部長の答弁要旨)</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>関係する部署と連携しながら、こういった形で組織を立て直していけるか考えながら、努めていきたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 令和4年度は、てだこウォーク実行委員会、令和5年度は、沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会からの助成金を活用して実施しているとのことだが、令和4年度と令和5年度の助成金はいくらか(受給した額はいくらか)。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 令和4年度は180万円、令和5年度は60万円の助成金をいただいている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 助成金の目的に沿った事業がなされていないのであれば、助成金は返還しないといけないのではないかと。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 目的に沿ったかを問われると、少し行き過ぎた部分がある。ただし、返還までは考えていない。てだこウォーク実行委員会については、令和5年10月に騒動についてのお詫び文書を送付。その中に、ご意見等がありましたらご意見をいただきたい旨の一文を入れている。その後の総会等においても説明し、意見や苦情等はない。令和5年度のコンベンションビューローの助成金活用についても、報道があった当日に、市長とともにお詫びをしている。同じ構成員である沖縄市・那覇市・宜野湾市の方にも、お詫びと経緯説明を行っており、返還は考えていない。</p> <p>(委員の質疑要旨) どのような事務手続きを踏んだのか。口頭でお詫びしたから了解したということではおかしいのではないかと。行政は、文書で始まって文書で終わる。担当レベルでは、終わっているかもしれないが、その辺りの事務手続きについて伺う。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 事業が終わり次第、事業報告書という形で、文書で提出している。それを受けて、支払い等が行われる手続きになるので、担当レベルではなく、会(組織)として手続きは済んでいるものと考えている。</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) きちんと規程等に沿って、文書を出して、先方からの返事も受けてという流れでなければまずいのではないか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 今回、まずかった点があるのは重々承知している。契約自体が全てまずかったということではなく、私たちの事務決裁や内部規程等に一部十分ではなかったものがある。契約自体は問題ないとして、受理されているものと認識している。</p> <p>(委員の質疑要旨) ビューローのほうにも、こういう問題が起きました、この事業の助成金はいいですかという事務手続きをしたか。(助成金を返還しなくてもいいかとの趣旨)</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) そういった形での文書はないが、幹事会、総会等でご説明をしている。その中で、特に指摘はされていない。</p> <p>(委員の質疑要旨) 文書は出さなくてもよいという認識か。</p> <p>(経済文化局長の答弁要旨) T i k T o k 市長の諸問題に関する件については、ビューローのほうには、これまでも機会がある毎に、報告している。令和5年度の予算について、助成金をいただいているが、既にビューローも総会を終了し、その後も返還等の話はない。事務手続き等については、ビューロー側とも精算報告や謝罪を行っている。改めて、ビューロー側にも説明し、今後の事務手続きをどうするかということも含めて、説明したい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 報告書8ページ中、「行政内部の事務執行や決裁等に関する規程等の順守」とあるが、各事業を進めていく中で、スピード感を持って、事務手続き・決裁を経ないといけない場合がある。現場には、時間との勝負・緊急性がある。そのような中で、決裁をいただくまでの対応について、基準が設けられていたのか。そういう基準があれば、防止策にもつながると思う。そういう意味から、再発防止策について、見解を伺う。</p>
-----------------------	-----------------------------	--

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>(職員課長の答弁要旨) 事務決裁規程については、財務部が担当しているため、財務部との調整が必要になる。一般論として、どういう場合に緊急性が認められるとか、庁内で研究するに至っていない。今回の事案を踏まえて、どのような方法があるのか、調査研究していくきっかけとしたい。</p> <p>(委員の質疑要旨) 重要性や緊急性がある場合、十分な議論をしないまま、場当たりの事業執行をすることはよくあるのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) そういった場合でも、十分な議論をするのが通常。今回に関しては、その部分が甘かった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 観光振興課においては、今回のような場当たりの事業執行は初めてなのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 場当たりの事業をしてしまったのは今回だけだと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 何がきっかけで今回の事業が始まったのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 元々、SNSを使った観光PRについては、強化しないといけないということはずっと考えていた。そのような中で、「こういう方が恩納村で活躍している」と紹介があり、その方とお話をした上で進めていった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 話があったというのは、誰からどういう経緯で。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 市長から。</p> <p>(委員の質疑要旨) どういう経緯で、その方と接点を持って、この話を持ってきたのか。</p>
-----------------------	-----------------------------	--

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>(市長の答弁要旨) 私の中には、常日頃から、浦添市のことをどういうふうにPRしていこうかという思いがある。また、当時、てだこまつりの規模が縮小されるという中で、何らかの新しい試みが前提にあった。その時に、ある方から、T i k T o kが流行っていて、若者たちに直接、浦添市のPRあるいは情報を届けるためには、T i k T o kを使ってはどうかと提案があった。市長室で話を聞き、秋のてだこまつりを睨んで、この手法でチャレンジしたいとのことで始まった。</p> <p>(委員の質疑要旨) 事務手続きを無視してまで行うことなのか。担当課としては、手順を踏まずに物事を進めていった事例は今回が初めてとのことだが、本来あるべき手順を踏まずに物事を進めてしまうきっかけを作ったのは市長という認識か。</p> <p>(市長の答弁要旨) 行政手続きとしては異例ということは感じていた。次年度、当初予算にあげて、事業をスタートするとなると、かなりのギャップが生まれる。秋のてだこまつりをどうPRするかということがあったので、ここは、これまでの行政手続きとは違う形で踏み込んでいこうと言い出したのは私。結果的には、報告書にあるように、私の勇み足であったと反省している。</p> <p>(委員の質疑要旨) 今回は、職員の処分者まで出している事例。行政の長である松本市長が、本来、行政手続きがどうあるべきかとか、職員の立場等を理解していれば、こういう結果にならなかったとしか思えない。市長が原因でこういう事態を招いたということが分かりやすいように、報告書に市長のことを加えるべきだと思うが、どう思うか。</p> <p>(市長の答弁要旨) 出発点は、私の判断ミス。私の中に焦りがあった。私のミスがこのような事態を招いた。報告書に、この件が載っていないのではないかということについては、すべてお任せしていたところ。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) きっかけは市長だったかもしれないが、事務手続きのミスや不十分さは、私の不徳の致すところと感じている。しっかり反省していきたい。</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 市長をきっかけにこういう問題に発展したのであれば、それは事実として（報告書に）載せていいのではないか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 繰り返しになるが、きっかけは市長だったかもしれないが、我々としても、浦添市の観光PR どうやっていこうかというところだった。これまで、うらそえナビ等もフォロワー3,000弱だったり等、なかなか伸びていない現状もあった。市長がどうこうというのではなく、いずれは観光PRに力を入れないといけないとは思っていたので、書きぶりはこれで構わないと思っている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市長は給料を減額する意向とあるが、具体的に決まっていることがあれば。</p> <p>(市長の答弁要旨) きっかけは私であったし、結果的には問題が多い事業であった。責任として、私の給料を減額する方向で考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 具体的に、減額するっていうのは具体的にどういうことを指しているのか。</p> <p>(総務部長の答弁要旨) 市長の意向を受けて、今後、具体的にどういう額、回数、時期等については、皆様の意見等を聞きながら、決めていくことになると思う。</p> <p>(委員の質疑要旨) 市長自身から減額する意向を示していると思うが、市長自身がどう考えているか答えたら済むと思うがどうか。</p> <p>(市長の答弁要旨) そういう意向は持っており、過去にも減額した事例があるため、そのあたりとの整合性も含めて、多くの方のご意見も聞きながら、最終決定していく。</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 整合性とか意見聞くとかではなく、自分で決めることではないか。</p> <p>(市長の答弁要旨) 市長自らが決めることだという意見も踏まえて、最終判断していく。</p> <p>(委員の質疑要旨) 減額しないということも含めて、今は分からないということか。</p> <p>(市長の答弁要旨) 減額しないことになりましたということにはならないと考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 減額は必ずするという事で腹は据えているということでもいいか。</p> <p>(市長の答弁要旨) 金額、タイミング、回数等については、これから最終判断する。減額する意向については、私の中では決めている。</p> <p>(委員の質疑要旨) (T i k T o kクリエイターとの契約について) 本来であれば、一般公募が原則であるにもかかわらず、随意契約をした理由について。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 当時、企画・撮影・編集等、すべての業務を一体的にできる事業者を探していた。時間がない中で、私たちの調査では、見つけることができなかったため、その方をお願いした。</p> <p>(委員の質疑要旨) 委託したT i k T o kクリエイターは、どういう特徴があって、随意契約を結んだのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 当時、ユーチューバー等は、結構いたが、T i k T o kをメインに活動している方はこの方しかいなかった。他の自治体、観光協会等と一緒に仕事をしたことがあることの確認ができたため、この方がいいのかなということで整理していた。</p>
-----------------------	-----------------------------	---

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>(委員の質疑要旨) 受託者と委託者の役割について、「細部まで明確にされていなかったことが業務全体を通して市が受け身になってしまった要因の一つ」とあるが、言いなりだったという認識にとられかねないがそういう認識なのか。</p> <p>(観光振興課長の答弁要旨) 本来であれば、私たちが指示をして、事業を進めていく必要があった。今回に関しては、なかなか意見が通らなかった、意見を言うことができなかったというのも事実。</p> <p>(委員の質疑要旨) 今回、(一般職に対して) 懲戒処分を行わなかった理由を聞かせてください。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 今回の内容、程度、その他の事情、過去の事例等を踏まえて、停職や減給などの懲戒処分によらなければ、秩序維持が困難なほど重大な非違行為とまでは至らないという面を判断した結果、懲戒処分に該当しないということで、任命権者の方で判断した。</p> <p>(委員の質疑要旨) どれぐらいの重大な事案から懲戒処分が行われるのか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 虚偽報告、秘密の漏洩、個人情報目的外利用、ハラスメント行為、そういったことが懲戒処分に該当する内容となっている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 部長級は訓告、市長は減給の意向を示しているとのことだが、行政のトップと行政の管理職の受け止めの違いは何か。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 一般職の公務員については、地方公務員法に基づき、処分がなされる。特別職に関しては、一般職とは異なる適用になっているため、標準的な処分の量定はなく、自ら判断されるということになっている。</p> <p>【今後の対応について】</p>
-----------------------	-----------------------------	--

<p>第 11 回</p>	<p>9 月 25 日</p>	<p>① 下記の2点の事項について、執行部へ回答を求めるよう議長へ申し入れることが決定された。</p> <p>●令和4年度てだこウォーク誘客促進実証実験事業及び令和5年度SNS（T i k T o k）を活用した浦添PR事業に係る事業費の今後の対応について、答弁に疑義があったため、執行部へ改めて文書にて回答を依頼することについて。</p> <p>●市長の給料減額の実施について。</p> <p>② 本調査特別委員会における調査報告（案）の方針について</p> <p>執行部より、調査報告書が提出されたため、中間報告を省略し、本特別委員会としての最終的な報告書を作成することに決定した。</p>
<p>第 12 回</p>	<p>10 月 10 日</p>	<p>10月10日は、説明員として、市長、総務部長、企画部長、経済文化局長、国際交流課長、観光振興課長及び職員課長に出席を求め、説明聴取、質疑を行った。</p> <p>1. T i k T o k 市長の諸問題に関する調査</p> <p>① 【「T i k T o k 市長の諸問題に関する報告書に係る申し入れについての回答」に対する主な質疑】</p> <p>（委員の質疑要旨） 前回示された職員の処分案については、まだ受理されていないのか。</p> <p>（職員課長の答弁要旨） まだ発令されていない。</p> <p>（委員の質疑要旨） 前回、市長の指示で行ったと担当部からあった。事実上の起案者は市長であると認識する。懲戒処分ではないが、人事評価とか査定において、影響しないのか。職員の処分については、もう一度改めるべきではないか。</p> <p>（職員課長の答弁要旨） 訓告処分の内容としては、地方公務員法に規定されているような処分ではなく、直接制裁的な法的効果をもたらすものではない。今回一定の義</p>

<p>第 12 回</p>	<p>10 月 10 日</p>	<p>務違反に対する道義的な責任というところに着目して、将来に向け注意を与えるという措置で、訓告ということを予定している。市民の信頼を損なったというところを踏まえて、今後の戒めとして、必要な処分だという認識。</p> <p>(委員の質疑要旨) 今回、処分予定の当該職員が、「これは業務外だからできません」もしくは「時間外勤務だからできません」となった場合には、職務専念義務違反になるのか。こういう指示をもらったときに職員は、やっても(指示に従っても)処分されるが、やらなくても処分されることになるのではないか。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 地方公務員法に、職員は、職務上の命令について従う必要があるという条文はある。しかし、法律に違反していれば、当然そういうことは成り立たない。そういったところを今後の教訓にしていく。この職務命令が適正なものだったかどうかということについて、対応していくということが大事というふうに考えている。</p> <p>(委員の質疑要旨) 処分の内容について、課長級2名は文書で訓告、部長級3名は口頭で訓告となっているが、人事評価に残らないとはいえ、課長級は文書で訓告とされているということは、文書というのは、いわゆる行政文書であるため、保存義務が発生すると思う。その点もちよっと懸念する。そもそも文書と口頭の違いについて、確認したい。</p> <p>(職員課長の答弁要旨) 訓告という考え方自体が、地方公務員法に定めがあるものではない。法的に、口頭と文書の違いっていうのがあるものではない。一般的に、文書だと、きちんと後で読み返せるということがあるので、より今後の戒めに繋がるだろうということ。口頭については、内容としては不利益処分ではないが、特段、軽いか重いか、そういうことでは必ずしもないというふうに考えている。</p> <p>休憩中の協議の結果、調査報告書の中で、組織体制のあり方を指摘することが決定された。</p> <p>②本調査特別委員会におけるT i k T o k市長の諸問題に関する調査</p>
-----------------------	------------------------------	---

第 12 回	10 月 10 日	<p>報告書（案）の方針について</p> <p>休憩中に、事務局から当該調査報告書（案）の説明の後、次回の当該調査特別委員会にて、各会派から意見があれば提出してもらうことに決定した。</p>
第 13 回	11 月 7 日	<p>執行部から報告された「T i k T o k 市長の諸問題に関する報告書」（令和6年9月13日付け浦経観第10号）について、再協議が行われ、3. 職員の処分等（1）一般職の内容に係る見解について回答を求めることが決定された。</p> <p>また、本調査特別委員会におけるT i k T o k 市長の諸問題に関する調査報告書（案）について、文言の追加等及び次回の委員会で再度当該調査報告書（案）について協議することが決定された。</p>
第 14 回	12 月 2 日	<p>説明員として、総務部長、企画部長、経済文化局長、国際交流課長、観光振興課長及び職員課長に出席を求め、説明聴取、質疑を行った。</p> <p>①【「T i k T o k 市長の諸問題に関する報告書」（令和6年9月13日付け浦経観第10号）において、3. 職員の処分等（1）一般職の内容に係る見解についての回答に対する主な質疑】</p> <p>（委員の質疑要旨） 訓告は、法的効果をもたらすものではないとのことだが、根拠はあるのか。</p> <p>（職員課長の答弁要旨） 訓告については、地方公務員法に定められていないため、行政実例等を参考にしている。</p> <p>（委員の質疑要旨） 一般職の処分として、課長級は文書、部長級は口頭での処分ということで決定か。</p> <p>（職員課長の答弁要旨） そのとおりである。</p> <p>（委員の質疑要旨） 処分について、課長については文書で伝えた方がいいとの説明はある</p>

第 14 回	12 月 2 日	<p>が、部長級には口頭で伝えた方がいいとの説明がない。同じ量定であれば、同じように（部長級にも）文書で伝えた方がいい。</p> <p>（職員課長の答弁要旨）</p> <p>口頭と文書で重みは変わらない。今回の処分は、口頭が良いだろうと判断していたが、課長級は一般職を直接指導する立場でもあったことや契約に関するところで不手際があったことから、課の職員とともに顧みることが必要ということで、課長級については、文書での処分ということで判断した。</p> <p>②本調査特別委員会における T i k T o k 市長の諸問題に関する調査報告書に、会議録（最終版が作成され次第）を添付し、市ホームページにて公表することが決定された。</p> <p>③その他の事項で、次回の特別委員会において、T i k T o k 市長の諸問題に関する調査報告書（案）について採決を諮ること及び本特別委員会での可決後、議長に当該調査報告書を提出する方向で決定された。</p>
第 15 回	12 月 19 日	<p>T i k T o k 市長の諸問題に関する調査報告書（案）に係る文言の追加及び修正について、協議が行われ、採決の結果、全会一致にて、原案のとおり可決された。</p> <p>また、当該調査報告書を議長へ提出すること及び T i k T o k 市長の諸問題に関する調査の終了が決定された。</p>

3. 協議等による重要な決定事項

【市政運営に関する調査特別委員会の調査報告書及び会議録の作成及び公開について】

一連の事件の記録、責任の所在の明確化及び発言の正確性の担保を確保する目的で、本調査特別委員会において、調査報告書及び会議録を作成する必要性があることが決定された。

また、調査報告書に会議録を添付し、市ホームページにて、公開すべきものとするが決定された。

4. 本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項及び指摘事項

【不適切動画の配信】

配信されたT i k T o k動画の一部に、浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインの遵守がなされていない不適切な動画が配信された。

1月13日配信(12本目:市長がチンピラに絡まれた)、3月2日配信(17本目:市長がセーラー服?)、5月19日配信(22本目:市長、勤務中にワインかよ)、6月27日配信(25本目:ホテルアラクージュ)の4本については、一部の視聴者に対して、「セクシュアル・ハラスメント」を連想させたり、「暴力的」な表現で気分を害させたりするなどの影響を及ぼした。

これは、本市のPRという本来の事業目的とはそぐわない誤ったメッセージが配信されたことによるものであり大変不適切であった。

よって、引き続き当該ショート動画の非公開(削除)を求めるものである。

【事務執行に係るコンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化】

契約の過程において、市場調査及び事業の目的等において見通しが甘く、契約の変更を要する事案に対して変更契約がなされていないなど、不適切な事務手続があった。

また、26本目の動画について、所管外の職員が所管課の承認を得ずに配信したことは、事務分掌規則をはじめとする市の定める諸規程に違反する行為である。

今後は、事務の適正な執行を確保するため、浦添市文書取扱規程、浦添市事務決裁規程及び浦添市事務分掌規則等に基づき、コンプライアンスの徹底に努めるよう指摘する。

また、市民の行政に対する信頼が得られるよう、不適切な事務執行を許した組織体制を改善するため、より一層のガバナンスの強化を求める。

【議会軽視及び信義則違反】

10月31日配信(26本目:さよなら)については、現在非公開中であるが、市長はこれまで動画の新たな配信はしない発言をしており、議会及び執行部とも今後の配信はないと認識していた中で、26本目の動画配信が行われた。

このことについては、互いの信頼関係を損ねたうえ、所管部局の承認もなく事務手続も不適切であったことから、引き続き当該ショート動画の非公開(削除)を求めるものである。

【市長の行政責任】

市長は、T i k T o k市長のショート動画にかかる作成費用の弁済について、10月31日配信の動画において述べているが、これは、本特別委員会が指摘するものではなく、市長の任期中において、市長自ら責任を持ち、真摯に対応される

べきものとする。

これについて、この度の執行部による報告書では、市長はその責任を認め、給与減額の措置をとる意向ではあるが、今回の動画配信により、本市の市政運営に混乱と不信感を招いたことの責任は極めて重いと言わざるを得ない。

【浦添市ソーシャルメディア調査委員会の設置】

本特別委員会の質疑で、執行部に対し、有識者による検証委員会の設置を要請したところ、「浦添市ソーシャルメディア調査委員会」が令和6年2月19日に設置され、「TikTok 市長アカウント配信動画について」諮問・答申が行われた。

答申の内容については、資料のとおりであるが、今後は、答申に基づき、動画配信内容の確認や事務手続きの改善等、適切な事業執行に努めるよう求める。

【T i k T o k 市長の諸問題に関する報告書の提出】

本特別委員会の質疑で、執行部に対し、報告書の提出を求めたところ、「T i k T o k 市長の諸問題に関する報告書」が令和6年9月13日に提出された。

報告書の内容については、資料のとおりであるが、市長や職員に対しハラスメント・ジェンダーに関する研修を定期的実施し、今後は、動画配信内容の確認や事務手続きの改善等、適切な事業執行に努めるよう求める。

以上が本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項及び指摘事項である。

5. 結びに

今回、本市政運営に関する調査特別委員会において、T i k T o k 市長の諸問題に関する調査に基づき、動画投稿アプリ「T i k T o k」で配信されたショート動画を調査検証したところ、本特別委員会の委員質疑や本特別委員会の調査の結果で明らかになった事項及び指摘事項に前述してあるとおり、多くの問題点が露呈したところである。

今後は、今回の事件についてとりまとめた、本特別委員会におけるT i k T o k 市長の諸問題に関する調査報告書、浦添市ソーシャルメディア調査委員会における「TikTok 市長アカウント配信動画について」(答申)及び執行部における「T i k T o k 市長の諸問題に関する報告書」に基づき、全庁的な事務手続きや動画配信内容のチェックなどの内部検証を行い、適切な事務執行に努めることを強く求める。

さらに、市民に対して、市の公式サイトや広報うらそえ等を通じ、今回の事件

に関する情報や今後の対応について、説明責任を果たすよう求め、一刻も早い市民からの信頼回復に努めるよう指摘する。

昨今のSNSの活用については、訪れたいくなるような写真や動画を配信することにより、本市の魅力を幅広く周知することで、自治体のPRや地域の活性化を促す大変重要なツールとして認識されている。

今回の事件については、いろいろな問題や課題が露呈することとなったが、本市政運営に関する調査特別委員会の調査検証に基づき、適切なSNSの運用に努めながら、本市のさらなる発展に資するよう、今後のSNSの利活用に期待するものである。

最後に、本特別委員会の調査検証にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、市政運営に関する調査特別委員会におけるT i k T o k市長の諸問題に関する調査報告とする。

令和6年5月30日

浦添市長 松本哲治 殿

浦添市ソーシャルメディア調査委員会

委員長 矢野 恵美

副委員長 朝崎 擘

委員 玉城 尚美

委員 島袋 昂

TikTok 市長アカウント配信動画について（答申）

令和6年2月19日付け浦企国第71号により諮問のあった見出しの件について別紙の通り
答申する。

1 目的

令和4年10月から令和5年6月までの9か月間TikTok市長アカウントを活用して市のPRを実施した配信動画及び令和5年10月31日配信動画の内容について疑義が生じ、TikTok市長アカウントを活用して配信された動画すべてに関して意見を求められたため、答申するものである。

2 検討の経過

第1回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年2月19日）

第2回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年3月11日）

第3回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年3月25日）

第4回浦添市ソーシャルメディア調査委員会（令和6年5月15日）

令和6年2月19日の第1回浦添市ソーシャルメディア調査委員会から、全4回の審議を重ねた結果、以下のとおり取りまとめたので答申する。

3 答申

- (1) 浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインや行政内部の事務遂行等に対して定められた規程等、その効力が外部の者には及ばないものについては契約書等に禁止事項や注意事項を明記し、口頭でも説明等をするべきであった。
- (2) 今回のソーシャルメディアによる情報発信は、契約により動画の作成から投稿までの日程がタイトであるとはいえ、事務処理を行ううえで内規として定められた各種規程に従い適切な決裁方法により行うべきであった。
- (3) 浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインは、市の公式SNSをスタートさせた時から見直しがされておらず、今後は市の情報配信を適正に行うためにも、今回の指摘事項を踏まえた改正により再発防止に努めること。
- (4) TikTokは冒頭でのインパクトが求められる。そのため、今回の投稿動画において

いくつかの表現の提案に対して内部からも様々な意見がだされたものの視聴数を増やすため過激な表現がなされている。今後の情報発信については、各種法令等を遵守し、内容の質を確保するとともに、媒体の選定が適切であったかを検証し、その結果を改善に活かすこと。

(5) 市が発信するものについては、差別的な表現がないか等を事前にチェックする体制を確立し、再発防止に努めること。その際には、役職等を含め一つの性に偏らないメンバー構成を心がけること。

(6) 市長及び市の職員は、ジェンダー、セクシャリティ (SOGI 等)、ハラスメント等に関する研修を継続的に受講し、問題点の所在を理解すること。

(7) 差別的、暴力的と捉えられる表現は避けるべきであった。「見た目が大事」など外見による差別、「やる」などの暴力的な表現、職員等に対して「女の子」や市民に対して「いい子たち」などの子ども扱いをしているかのような表現、伏せ字によってその後ろに続く言葉を想像させ、結果的に誤解を与えかねない表現、セクシャリティに関連した差別的な表現が散見されたが、このような表現にならないよう事前に確認するシステムが必要である。

(8) 現在公開されている 25 本の動画のうち、次の動画については非公開とすることが望ましい。

① 1月13日配信 (12本目、市長がチンピラに絡まれた)

新成人をチンピラと表現したり「やる」というセリフだったり、暴力的な表現が多く、沖縄の成人式を暗に揶揄しているかのようにもとれる動画となっている。

② 3月2日配信 (17本目、市長がセーラー服?)

男性がセーラー服を手にとることを一律に異常な行為のように表現している。しかし、これは、例えば保護者が子どもの制服を選ぶ場合や、周囲からは男性と思われているトランス女性がセーラー服を手に取りたいと思うことを躊躇わせてしまうこととなり問題である。又、そもそも非常に意義のあ

る事業をこのような形で紹介することに、事業への敬意が感じられない。

③ 5月19日配信（22本目、市長、勤務中にワインかよ。）

勤務中に飲酒するかのような不適切な場面設定となっている。さらに、飲酒の場では、女性が男性を接待するという性的役割分担の意識が強く見える。

④ 6月27日配信（25本目、ホテルアラクージュ）

勤務中の従業員に制服以外の服装をさせた上で、「美女」「若い女性」等の業務内ではセクハラと捉えられる可能性のある表現を用いた映像となっている。さらに、勤務中の従業員をプールに誘うことから従業員の職業への敬意が感じられない。

以上の4本は指摘の入った動画の中でも特に内容が差別的またはハラスメントに該当するような内容であることから閲覧できないよう所要の措置をとるべきものと思料する。

- (9) 現在非公開中の10月31日配信動画（さよなら）については、配信の事務手続きを担っていた担当部署が関わっておらず、内容についても市の第三者委員会発足前にも関わらず委員会への申し入れを行ったかのような誤解を招く恐れがあるものであることから、事務局においてすでに非公開としているが、引き続き閲覧できないようにすることが望ましい。

(10) 上記以外の意見

① 10月21日配信（3本目、市役所職員の服装について）

- ・見た目という表現はルッキズムの点から問題となりうる発言。
- ・最後に市長のコミカルなオチが入り、多くの動画にそれが見受けられる。

② 1月5日配信（11本目、市民の女の子にキレられる市長）

- ・女性に対して女の子という表現を使っており、大人を子ども扱いにしている。
- ・伏せ字を使う（言葉を途中で切る）ことで違う言葉を連想させてしまう。
- ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。

③ 6月9日配信（24本目、保育コンシェルジュ）

- ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。

4 その他

10月31日配信動画において、動画作成の費用（弁済）について触れられているが、今回の TikTok 市長アカウント配信動画に対し本調査委員会としては、配信された動画内容が法令を遵守しているか、閲覧者への配慮等があるか、投稿に関する事務の実施方法や事務処理の適正性等について資料や聞き取りにより調査し、その事実確認と問題点を指摘することで、市として再発の防止に努めていただくものである。したがって、市長の賠償責任そのものについては調査委員会が判断すべきものではないと考える。

以上

T i k T o k 市長の諸問題に
関する報告書

令和6年9月

1. 事務決裁についての検証

(適切な決裁を行うための取り組みについて)

(1) 目的

令和4年10月から令和5年6月にかけて実施された TikTok を活用した事業(令和4年度:てだこウォーク誘客促進実証実験事業、令和5年度:SNS(TikTok)を活用した浦添PR事業)については「市政運営に関する調査特別委員会」及び「浦添市ソーシャルメディア調査委員会」においても指摘があったとおり、不適切な事務執行が多々見られた。

事務手続きの瑕疵については、日頃から適切な事務処理を心掛けることで防ぐことができるものであり、再びこのような過ちを起こさないよう、ここに問題点を整理し、今後の再発防止に努めるものとする。

(2) 検証項目

①【事業実施に至るまでの検討は十分であったか】

本事業の出発点は、年度途中で急遽、事業化されたものである。そのため、何の目的で、どのように事業を進めていくのか、十分な議論がされないままスタートさせた感は否めず、場当たりの事業執行となってしまった。

◆再発防止について

事業を実施するにあたっては、その事業の実施目的、実施によって得られる効果をしっかり検討したうえで取り組むものとし、環境が整っていない中では事業の開始を遅らせる、もしくは実施しないものとする。

特に新規事業については、予期しない事項の発生も想定し、時間に余裕のあるスケジュールのもと慎重に検討していくものとする。

②【予算を活用した事業に即した内容であったか】

本事業は、令和4年度についてはてだこウォーク実行委員会、令和5年度については沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会からの助成金を活用して実施されたものである。動画自体は市のPRを行うことで観光誘客につなげていくという目的で制作されたものであるが、動画を一つ一つ単体で見ると必ずしもその事業

(てだこウォーク等)に直接結びついていない動画も見られた。てだこウォークや観光振興という名目で予算を活用しているのであれば、その事業目的に合った内容での動画にすべきであったと考えられる。

◆再発防止について

事業を実施していくにあたっては、事業目的に合致しない部分があることが少しでも想定される場合は、計画自体を見直し、誤解を与えないような事業実施に努めるものとする。

③【事業者の選定は妥当であったか】

本事業の受託事業者(TikTokクリエイター)については、特定の者を選定し、随意契約を行った。しかしながら、事業者選定にあたっては一般公募が原則であり、他に請け負うことが出来る事業者はいなかったか等の調査が十分ではなかった。

◆再発防止について

事業者選定にあたっては、一般公募が原則であるという認識のもと十分な時間をかけて検討していくものとする。

④【委託する業務内容の検討は十分であったか】

本事業に係る業務内容は、契約書及び仕様書にて定められてはいたが、事業実施にあたって必要最小限の内容となっていた。受託者(クリエイター)の役割、発注者(市)の役割について、細部まで明確にされていなかったことが業務全体を通して市が受け身になってしまった要因の一つであると考えられる。

◆再発防止について

仕様書は、発注する側、受託する側、双方にとって認識を共有するための重要な書類となることから、作成にあたっては業務内容をできるだけ詳細に記載していくものとする。また、業務内容を担保するという意味合いもあることから、双方の役割を明確に取り決め記載していくものとする。

⑤【業務委託費の設計は妥当であったか】

業務委託費の設計については、一般的にインフルエンサーと呼ばれる者に発注

する際の相場及び受託者から取得した見積りを参考に設計しているが、情報収集が十分ではなかった。

◆再発防止について

業務委託費の設計にあたっては、可能な限り情報収集に努め、精度の高い設計書の作成に努めるものとする。

⑥【契約時における情報発信に関する注意は十分であったか】

受託事業者には、契約段階に委託契約書の中で「浦添市の定める例規その他の法令を遵守しなければならない」旨を記載し、その中で、ソーシャルメディア活用ガイドラインの存在を伝えていたが、細かい内容の説明が不十分であった。

調査委員会からの答申でも指摘されたとおり、ソーシャルメディア活用ガイドラインや行政内部の事務遂行等に対して定められた規定等、その効力が外部の者には及ばないものについては、契約書等に禁止事項や注意事項を明記し、口頭でも説明等をするべきであった。

◆再発防止について

今後、実際に契約手続きを行う際には、時間をかけて発注者、受託者お互いで遵守すべき事項を確認し、契約書内の法令等の共通認識を図っていくものとする。

⑦【変更契約内容及び契約額については妥当であったか】

事業をスタートさせ一月が経過した時点で、当初想定していた配信スケジュール通りに事業を進めていくことは困難であるということが判明し、業務内容の見直しを図り、一月あたりの配信本数を減としている。

動画を投稿するまでにかかる調整時間等が当初の想定の数倍以上であることを協議したうえでの減であり、契約書自体には変更が生じないため協議書を交わし処理しているが、変更内容が契約の重要な事項であるため、改めて契約書を交わしたほうがより適切であったと考えられる。

◆再発防止について

事業の当初段階で業務内容を変更した最大の要因は、契約時の配信回数の見通しが著しく甘かったことが原因であり、今後は契約する段階で精査する期間をしっかりと確保したうえで事業にあたっていく必要がある。

また、今回の変更内容を変更協議で済ませていたのは丁寧な事務処理とは言い難く、今後、同様な事例があった場合には、その変更する事項の重要性を鑑み、適切な事務執行に努めていくこととする。

⑧【業務実績の効果・検証は十分であったか】

本事業に関してどのような効果があがっていたかという検証については、投稿された動画のフォロワー数や再生回数を主に指標としていた。ただこウォークや観光振興に資するための予算を活用したのであれば、ただこウォークや観光誘客に直接どれほどの影響があったのかで効果を検証すべきであり、事業目的に沿った効果・検証が十分ではなかった。

◆再発防止について

事業を実施する際は、その事業の目的に沿った指標を明確にしたうえで、アンケート調査などを活用し、具体的に効果検証を図っていくものとする。

⑨【動画投稿に係るチェック体制や事務決裁は適正であったか】

本事業を実施するにあたっては、スピード感を重視し、事業実施に係る調整及び意思決定までを関係者で構成されたグループLINE上で行っていた。

このことは、調査委員会からの答申でも指摘されたとおり、浦添市文書取扱規程及び浦添市事務決裁規程に反する不適切な事務手続きであり、本来であれば文書取扱規程第19条に規定する起案文書を作成したうえで事務決裁規程に基づく決裁処理を行うことが必要であった。

◆再発防止について

今後は、関係法令に基づき適正な事務処理に努めるものとする。

⑩【正式な手続きを経ずに動画が配信されたこと（26本目関連）について】

令和5年10月31日に配信された26本目の動画については、事業の所管課である観光振興課ではなく国際交流課長（前観光振興課長）であった職員が、市長からの指示のもと個人で所有している機器から動画を配信した。

当該行為については、令和6年2月29日付の企画部長からの意見にあるとおり、浦添市情報セキュリティ基本方針及び浦添市情報セキュリティ対策基準に適

さない行為である。

しかしながら、動画を投稿した職員については、本事業の内容が観光振興にとどまらず市のPRという側面もあることから、観光振興課から国際交流課へ全面的に協力してほしい旨の依頼をしていたこともあり、実際、事業開始当初より連携体制のもと事業に関わっていたため、一概に部外者であるとは言い切れない側面もある。

また、結果的に観光振興課が関わっていないうえでの投稿となってしまったが、当該職員も初め観光振興課へ話をするよう促しており、事業に関わってきた責任感からやむを得ず実行したものであると思われる。とはいえ、当該行為については手続き上不適切であり、動画を投稿した当該職員、また外部から投稿できる環境を許したアカウント管理者である観光振興課長、いずれも情報セキュリティに対する意識が欠如していた。

◆再発防止について

情報セキュリティ研修を受講し、日頃から情報セキュリティ対策基準を意識したうえで業務にあたるものとする。

2. 情報発信

(情報発信を適正に行うための取り組みについて)

(1) 検証項目

① 【投稿動画における不適切な表現】

下記「1～4」の投稿動画において、不適切な表現や差別的またはハラスメントに該当するような内容であることから、令和6年7月4日を以て動画を非公開とした。また、「5～7」の投稿動画については、不適切な表現とまでは言わないものの、伏せ字を使うなど、視聴した方に要らぬ詮索を招く可能性がある。今後は、発言及び発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かない様に留意することとする。

(浦添市ソーシャルメディア調査委員会 答申より)

1. 1月13日配信(12本目、市長がチンピラに絡まれた)

新成人をチンピラと表現したり「やる」というセリフだったり、暴力的な表現が多く、沖縄の成人式を暗に揶揄しているかのようにもとれる動画となっている。

2. 3月2日配信(17本目、市長がセーラー服?)

男性がセーラー服を手にとることを一律に異常な行為のように表現している。しかし、これは、例えば保護者が子どもの制服を選ぶ場合や、周囲からは男性と思われているトランス女性がセーラー服を手に取りたいと思うことを躊躇わせてしまうこととなり問題である。又、そもそも非常に意義のある事業をこのような形で紹介することに、事業への敬意が感じられない。

3. 5月19日配信(22本目、市長、勤務中にワインかよ。)

勤務中に飲酒するかのような不適切な場面設定となっている。さらに、飲酒の場では、女性が男性を接待するという性的役割分担の意識が強く見える。

4. 6月27日配信(25本目、ホテルアラクージュ)

勤務中の従業員に制服以外の服装をさせた上で、「美女」「若い女性」等

の業務内ではセクハラと捉えられる可能性のある表現を用いた映像となっている。さらに、勤務中の従業員をプールに誘うことから従業員の職業への敬意が感じられない。

5. 10月21日配信（3本目、市役所職員の服装について）
 - ・見た目という表現はルッキズムの点から問題となりうる発言。
 - ・最後に市長のコミカルなオチが入り、多くの動画にそれが見受けられる。
6. 1月5日配信（11本目、市民の女の子にキレられる市長）
 - ・女性に対して女の子という表現を使っており、大人を子ども扱いにしている。
 - ・伏せ字を使う（言葉を途中で切る）ことで違う言葉を連想させてしまう。
 - ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。
7. 6月9日配信（24本目、保育コンシェルジュ）
 - ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。

② 【媒体の選定】

本事業は、TikTok を利活用することが前提となっていたが、本来、SNS を選定するにあたっては、その事業において「誰に」「何を」「どの様に」伝えるのかを明確にする必要がある。今後は、新たに SNS を開設する際には、ターゲットや目的を明確にし、どの SNS を利用すべきか検討及び決定していくこととする。

③ 【事前の投稿内容チェック】

事前にグループ LINE 上で投稿動画の内容チェックを行っているものの、差別的、暴力的と捉えられる表現のまま投稿されていた。今後、市が発信する情報については、差別的、暴力的、ハラスメント等に抵触する表現がないか適正な事務処理に基づき決裁処理を行い、問題や誤解を招くことが想

定される場合、内容を見直した上で情報発信をすることとする。

(2) 再発防止策

① 【浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインの改正】

浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインは、市の公式 SNS を開始した平成 26 年 11 月から見直しがされておらず、今後、市の情報配信を適正に行うためにも、「市政運営に関する調査特別委員会」及び「浦添市ソーシャルメディア調査委員会」からの指摘事項を踏まえた改正により再発防止に努めるものとする。

■改正内容（時期：令和 6 年 11 月改正予定）

ガイドライン改正に向けて、1 回目のソーシャルメディア調査委員会を 7 月 22 日に開催済み。

- ・適用範囲（職員及び制作を委託された業者）
- ・SNS の選定基準
- ・行政内部の事務執行や決裁等に関する規程等の順守
- ・情報発信時のルール
- ・継続と終了の判断基準と方法

② 【ジェンダー、セクシャリティ、ハラスメント等に関する研修】

市長及び市の職員は、ジェンダー、セクシャリティ、ハラスメント等に関する研修を継続的に受講する。正しい認識を持つことで、SNS 情報発信だけではなく、ハラスメントを起こさない環境・体制を構築することに努める。

3. 職員の処分等

(1) 一般職

令和4年10月から令和5年6月にかけて実施された TikTok を活用した事業（令和4年度：てだこウォーク誘客促進実証実験事業、令和5年度：SNS（TikTok）を活用した浦添PR事業）について不適切な事務執行が認められるため

処分内容 訓告（文書）課長級2名、訓告（口頭）部長級3名

処分年月日 令和6年9月25日以降（予定）

(2) 市長

今回の TikTok 事業に係る一連の責任として、市長は給料を減額する意向